

監 内 第 1 9 号 平成 30 年 8 日 13 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 鈴 木 克 政

平成 29 年度経営健全化審査意見について (提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の 規定により審査に付された平成 29 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎と なる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成29年度経営健全化審査意見書

1 審査の概要

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適 正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成30年7月25日から平成30年8月13日まで

3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

特別会計名	比 率 名	平成29年度	経営健全化基準	(参考)平成28年度
病院事業会計	資金不足比率		20.0	_
水道事業会計	資金不足比率		20.0	_
下水道事業特別会計	資金不足比率		20.0	_

[※] 資金不足額が生じていない場合は、「一」と記載した。

(1) 個別意見

平成 29 年度の病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計における資金 不足比率は、資金不足額が生じていないため、算定されていない。

下水道事業特別会計については、資金不足は生じていないものの、依然として一般会計からの繰入金に依存し、繰入額も増加している。平成 32 年度からは地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の適用となることから、今後も水洗化普及率の向上及び下水道未接続世帯の解消を図ることで自主財源の積極的な確保に努め、効率的な事業運営を実施し、経営の健全化に努められたい。

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。

以上